

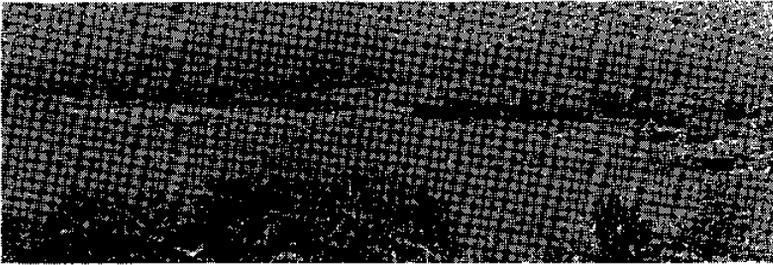
第一章 三島とヤマト政權

第一節 三島の地域豪族とミヤケ

三島 県主

北摂三島の丘陵上に群在する古墳群のなかで、前期から後期にかけて世代を追って存続するものに弁天山古墳群があるが、これこそ三島の首長的氏族といえる三島県主一族の墳墓であろうことはほぼまちがいない。律令制下においても郡領を世襲したらしい三島県主が五世紀以来連綿としてこの地のただ一つの首長的存在でありえた秘密はなんであろうか。畿内および周辺の地域では一般に、首長になる氏族の離合・集散・交替ははげしいとみられるだけに、その様態は特殊ですらある。

その理由の一つには、三島が淀川の中流域にあって、水運の要地にあたり、また山城と難波を結ぶ陸路の上でも、交通の要衝にあたるという地理的環境から、この地域が一定の独立性を保持しえた事情が考えられる。第二にこの地域には、条里制地割が今日も整然とのこっていることや、ミヤケ・官田・職田が八・九世紀にこの地に多く置かれたこととうかがえるように、安定した生産力基盤を早くから首長層が獲得したことがあげられる。第三にはこれらと関連して、大王家がいち早くこの地に眼をつけ、首長氏族と特別の関係を



写22 弁天山古墳群全景(郡家川西方面より岡本山を望む)

もった事情が考えられる。「県主」というカバネを与えられたこと自体がそのことを端的に物語っている。ヤマトの高市・葛城・十市・志貴・山辺・添のいわゆる六御県(むつのみあがた)が、祀年祭祝詞などにみられるように、大王家(天皇家)と首長のパーソナルな隷属関係を通して、供御のための蔬菜や薪炭などの物資を貢上するものであったように、三島県主のヤマト政権に対する関係についても同様な隷属関係が考えられる。天平八(七三六)年の『摂津国正税帳』に、「県醸酒」を貢上していることがみえるが、これはかつて三島県でヤマトの大王に献上するために特別な醸造法でつくった酒がそのままのこったものであろう。さらには、市内に氷室の地名のあることを考えると、三島県では供御の水や氷をさしたすこともあったのかもしれない。畿内の県主は、大王への服属のしるしとして、その地の美泉水を大王に奉る儀礼があったといわれるからである。この地には秦氏、呉氏、辛(韓)矢田部、新羅人等の渡来系氏族が多く住みついたことがわかるが、中河内や大和飛鳥の地域におけるように、彼ら渡来氏族が、この地域の首長的存在にならなかったのは、さきにもたような三島県主の大王家との特別な関係によるところが大きかったからであろう。許曾部(巨勢部)、穂積部のようなヤマトの豪族部民や日下部・白髪部のような名代・子代といわれる王宮直属部民も

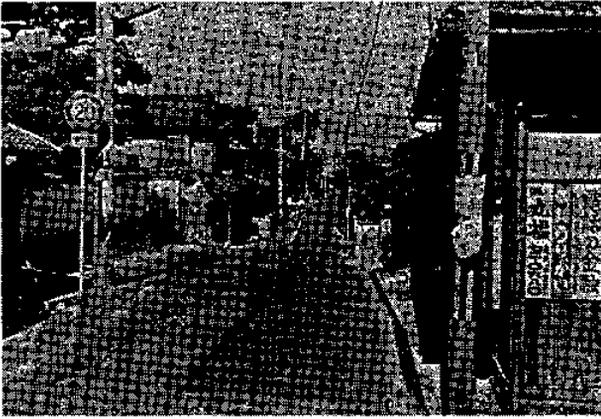
この地にいたことが後の文献資料により知られる。配下の民衆が郡民化されることは、三島県主自身がむしろそれを積極的に推進したものと考えられ、そのことを通じて彼一族の勢力保持と安定をはかったとおもわれるのである。

竹村屯倉

三島の竹村ミヤケ設定のことは、安閑元年紀に二個所にわたってみえる。日本書紀や古事記が伝えるミヤケ設定の記事としては、このほかには吉備白猪ミヤケの話があるのみで、早くから重視されてきた資料である。この時に事実として三島にミヤケがおかれたことは考えがたく、日本書紀の編者が氏族伝承（大伴氏の伝承といわれている）としてのこされていた説話を、ここに挿入したにすぎない。

話の内容はつぎのようなものである。その時天皇は摂津、河内の大田造大河内直味張なる男に、彼の配下の雌雄田、すなわち大へんよい田を出せといった。ところが味張は、その田は雨がふればたちまち水につきかり、わるい田であると嘘をいって出さない。一方三島県主飯粒は、たいへんありがたい仰せであるといつて、すぐさま四〇町の良田を献上した。このことにより、味張は、地方役人の職をとかれ、自分の配下の農民を春秋五〇〇人ずつミヤケの耕作民として提供することになった。河内県の農民（部曲）を竹村ミヤケの田部とすることはここにはじまる。飯粒はさらに天皇に陪従した大伴金村に自分の子供を董監（とねり）としてさしだし、一方の味張は、狭井田六町を金村に賄賂としておくれた。

原文は修飾の多い漢文で書かれているが、話の筋を追うと右のようになる。物語の筋書として、悪玉大河内味張と善玉三島県主飯粒の行動がきわめて対照的に描かれていることに気づかれるであろう。凡（大）河内直氏は日本書紀にもう一度登場するが、これも悪玉として描かれていることは偶然ではなからう。すなわ



写23 現在の「耳原」付近（浜木市耳原）

ち、雄略九年紀に、凡河内直香賜なるものを、胸方神を祀るために采女某と二人で遣したところが、祭場で采女を奸したという話ののっている。香賜は逃げて三島の監原に隠れていたが、難波日鷹吉士にみつかつて斬られたと日本書紀は記している。三島県主が律令制下においてなお郡領を世襲する氏族であるのに対して、凡河内直がその後政治の世界に登場することがなく、祭祀に限られる令制下の「摂津国造」としてしかあらわれないことには、上の物語にみられるような二つの氏族に対するヤマト政權の対応があり、日本書紀編纂の行われた七世紀後半をそう遠くさかのぼらない時期に、大河内直一族がヤマトの政權によって決定的な打撃をうけたことがあったことを示していよう。

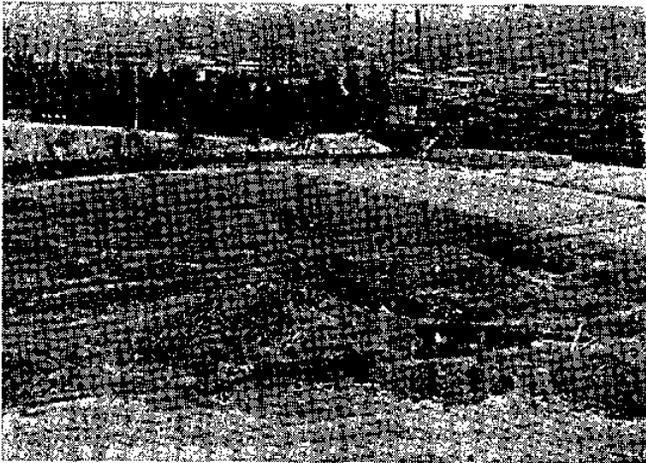
大河内直一族といえは、かつては、その氏族が示すように、河内そして摂津一円に大勢力をもつ豪族であった。摂津菟原郡に河内国魂神社があるから、そこを本拠とする豪族がやがて、瀬戸内海上交通の要所の一つである務古水門（現在の神戸港）をおさえたことから、和泉・河内にも漸次力をのばしたものとされる。三島の竹村ミヤケ設定の記事は、ヤマトの政權によって凡河内勢力圏にくさびを打ちこむ一つの事件であったとみられる。これに対して三島県主は凡河内一族を裏切り、ヤマト政

権に加担し、ミヤケの設定を誘導した。

ミヤケは上御野、下御野、上桑原、下桑原の地におかれた。これが今日のどこにあたるかはなお不明であるが、安威川上流の西岸に桑原なる地名があり、同川の下流に耳原みみはらという字名があることから、ここを竹村ミヤケと考える説が有力である。この安威川と勝尾寺川の間の上流地域には、弥生時代の耳原集落遺跡が確認されており、付近にも太田等の弥生時代遺跡が散在しているから、早くから水田が造成されたところである。

ところで味張がだすことになったミヤケの労働力(鑑丁)は、市内の芥川東岸に上田部・下田部という地名があるから、その周辺に居住したものと推定される。そのようにみてよければ、ミヤケのおかれた安威川上流域とは直線距離にして四キロメートル以上のへだたりがある。また味張の領内の一つであった河内県がどの地域をさすかはなかなかきめ手がないが、現在の河内の四条畷の辺りとする説がある。三島とは淀川の対岸になる。しかしながら高い堤防を設けた現在の淀川の景観から想像される兩岸の隔絶した姿は、近世の治水事業で生まれたもので、古代・中世においては、兩岸の北摂と北河内は、共通の文化圏・経済圏を形成していたようである。両地域は近世において通婚圏を同じくしており、また古くさかのぼって弥生時代においては土器の製作技法や文様を共通にしていたことも報告されている。したがって、河内県の部曲が三島のミヤケの労働力として徴発された背景には、そのような両地域の共通な地盤があったのである。

春秋五〇〇人ずつが徴発される形態は、いわば季節労働力としての徴発であって、彼らは假廬をつくって、ミヤケの耕作に従事したものであろう。彼らには本貫地河内県における生産活動があったわけで、その



写24 上田部遺跡の水田遺構(現在市役所所在地)

上にとくに饗丁くわていという徭役徵発をうけたことは、彼らの生活をいちじるしく奴隸的狀態におとしこんだであろう。上田部遺跡の花粉分析の結果は、この遺跡の遺構遺物のほとんどは奈良時代に限られているが、本稻

耕作が奈良時代以前から行われていたことを明らかにしている。したがってこれに伴う集落が形成されたわけで、それは、ミヤケの田部たちが徐々にこの地に定住するにいたったことを示している。

ミヤケの経営には当初は三島県主・大河内直が参画したと考えられるが、やがて、ヤマト政權が派遣する三宅連・武生連たけふらの管理に委ねられるようになったようである。畿内におかれたミヤケは、のちにのべるように、律令制下の官田との系譜が想定でき、ヤマト政權が直接的に掌握する形態をとったものが多い。竹村ミヤケが稻穀を収取するためミヤケであることは明らかであるが、同時にここが、さきにも述べたように、淀川の中流域にあって、交通上の要衝であったことも、このミヤケの重要な性格である。摂津のミヤケは、竹村のミヤケのほかは、難波ミヤケ、子代ミヤケの二つがあるにすぎないが、その場所が推定できる

子代ミヤケは、のちにこれを壊して孝徳天皇の行宮をつくったところで、西成郡讃揚（佐夜）郷の地にあつたものと見られるが、この例はミヤケが交通の要点におかれたことを示すものであり、それがあつた場合には、後の天皇の離宮にもなつたことを示しており、畿内および周辺地域のミヤケについては、ことにそれが単なる大王家の稱をはじめとする諸物資を収納する施設であつただけではなく、大王がその地に赴く場合にはそこが行宮になり、そのことを通じてその地の首長との直接的な支配関係をもち、政治的、経済的、軍事的、そしてイデオロギー的支配の拠点になつた意味が重要である。七世紀にはいると、このような特定の拠点なミヤケとは別に、全国各地にミヤケがつくられ、ヤマト政権はようやくにして全国支配の展望をもつことができるようになったのである。

第二節 継体天皇の擁立と三島

三島の王陵

三島には今城塚、伝継体陵（茶臼山古墳）といわれる壮大な王陵級の前方後円墳が二基ある。この地域にこのような王陵が造られた事情がどのようなものであるかについてはまだ十分解明されていない。一般的な推測としては、大和盆地において南方部の東西に、柳本・馬見の両古墳群があり、これに対して北端部に佐紀楯烈古墳群があるように、河内・摂津をふくめて考えると、そこにおいてその北端に位置する三島古墳群は、南の古市・百舌鳥両古墳群に対する関係があるのかもしれない。従来これらの王陵古墳群の理解については、その所在地からする王朝交替論という議論がさかんである。これは王



写25 今城塚全景(市内郡家新町：上が東南)

陵が、そこに葬られる大王の支配領域内に形成されるといふ考え方にたち、それに日本書紀・古事記の王位継承記事のなかにかくされた事実のあることを強調する議論である。柳本古墳群は崇神にはじまる三輪王朝に、古市・百舌鳥両古墳群は応神にはじまる河内王朝に、また馬見古墳群は葛城王朝に比定される。

この考え方は、戦前の皇国史観が天皇家の連綿としてつづく系統を強調したことに對するアンチ・テーゼとしては学説史上一定の意味をもつものであったが、この議論では、日本古代社会の政治構造や、それをささえた経済基盤についての理解がほとんどいってよいほど欠けているのが特徴である。

盆地ごとにまとまりをもつわが国の地形は、それぞれの平野部に拠って、首長によって代表される政治的、経済的単位を形成した。もっとも開発の進んだ、先進地域の畿内においては、交通の要点や河川流域に、やがてヤマト政權を構成するにいたる大王家や物部・大伴・蘇我等の諸家族の勢力圏がかたちづくられた。そして少くとも、五世紀代には

いると、諸豪族に対する大王家の優位性が確立してくと考えられるが、まさにその時点に、さきにみた前方後円墳の形式をもった王陵がつくられる。昼は人がつくり、夜は神がつくると文献に記される王陵は、大王の政治権力の強大さによって生みだされた奴隷制社会の記念碑ではなく、大王をふくむ共同体全体の産物であったと考えられる。ただし、そのさいの共同体が、一人の王によって代表される構造になっているところに、日本の古代社会の特質があり、古墳に葬られる大王は、それが共同体の代表者であることにおいて認められたことなのである。

したがって、畿内のいくつかの大古墳群が所在するところは、この地域全体を勢力基盤とした、大王家によって代表される共同体（ヤマト政權）の共同墓地であったと考えるべきであろう。三島の二つの前方後円墳も一般的にいえば以上のような性格のものとみられるのである。

しかしながら、三島の二つの王陵を考察するためには、この特殊具体的な側面もみておかねばならない。それというのも、問題の継体天皇は、日本書紀によると、前の武烈天皇に継嗣がなく、越の国の三国からわざわざむかえいれられた天皇とされているからである。ちなみに、継体天皇の墓は、今日継体陵とされているものではなく、東側の今城塚を比定することが妥当なことは、天坊幸彦氏の考定以来定説化している。

書紀における継体天皇 日本書紀によると、継体天皇は応神天皇五世（五代目）の孫となっている。それがはたして事実にならうものであったかは不明である。しかし、継体すなわち男大迹王（古事記では袁本

行命）が、越の三国からむかえた王とされていることや、同王が天皇位につく前に妃としたものの出身氏族



写26 継体陵(『茨木市史』より：上が北西)

を調べてみると、三尾、息長、坂田等琵琶湖の西あるいは東北部に勢力をもつ氏族が多いこと、このほかに尾張、越の豪族の娘も一人づついること、これらのことから岡田精司氏は、男大迹王は北近江の豪族であろうと推定している。おおむね妥当な見解と考えるが、ただしこのことをもって、単純に継体朝をもって王朝の交替が行われたとする議論はなりたないであらう。

日本書紀は、継体天皇を応神天皇の五世孫とするだけの簡単な系譜しか記していないが、推古朝をあまりへだたらぬ時期に編纂されたといわれる上宮記(聖徳太子の伝記)には、継体の系譜がごまかに記されている。それによると、四代前の祖は、若野毛二俣王となっており、この王は日本書紀や古事記にもみえ、安康・雄略朝に外戚として大勢力をふるったことが記されている。上宮記が信頼できる古書であっても、これをそのままに事実として認めることはもちろんできない。ただこのような系譜と伝承からうかがわれることは、畿内のヤマト政権は、近江や越の豪族とも婚姻関係をとおして、早くから接触をもったらしいということである。近江の豪族男大迹王の擁立は、このようにして、ヤマト王権の王位をさん奪する形で行われたのでは

Ⅲ 古代の高槻

なく、ヤマト王家との血縁的融合によって実現されたのである。

継体は元年河内樟葉宮で即位したと書紀は記している。さらに五年には山背の筒城（綴喜）に、十二年に弟国（乙訓）に、二十年に大和の磐余の玉穂宮に遷ったとする。これらの遷都が事実としてあったものとはおもえないが、彼が近江に本貫をもつ豪族であることや、三島にその陵墓があることなどから推測すれば、ヤマトのイワレにはいる前の北河内や南山背の土地は、継体とのなんらかの関係を過去あるいは擁立時にもつたところを列挙しているようにおもわれるのである。以上のことは、継体陵が三島に営まれたことが、どのような事情によるのかを推測させる材料にならう。

六世紀初頭にあたるとされる継体朝は、南朝鮮の任那問題がひびくしていた時期である。百済は任那四県の割譲を日本に求めていたし、新羅もすきをねらっていた。継体朝は、百済では武寧王・聖明王の時期、新羅では「律令」をはじめて公布した法興王の時代にあたる。五経博士を百済が派遣してよこしたこともあり、文化的交流もさかんで、つぎの欽明朝には仏教がはじめて伝えられた。一九七一（昭和四六）年、公州宋山里で、武寧王陵が発見され、話題をよんだことは記憶にあたらしい。墓室は埴でつくられており、金製の冠飾や耳飾などの豊富な副葬品が出土した。ことに墓誌銘がみつかったことは貴重で、それには武寧王のことを斯麻王と記している。日本書紀武烈天皇の巻に、嶋王とみえる人と同じである。三島がことさらに継体との関係をもっているものとするれば、右にみたような朝鮮文化の諸種相は、三島の古墳文化を理解する上に、重要な材料を提供することにならう。